

「佐賀新聞記事目録年表」 (二)

八田, 千恵子
佐賀新聞社

<https://doi.org/10.15017/13579>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 3, pp.85-98, 1974-05-27. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

「佐賀新聞記事目録年表」(二)

八 田 千 恵 子

西暦年号	月日	頁	記載収録事項 (県内)	記載収録事項 (国際・国内)
一八八四 明治一七	十・二	一	<p>○本県録事■師範学校規則(甲第九拾四)</p> <p>二 ○雑報■県庁彙聞(江口知英は鈴山峠測量に、他野田啓太郎、岩崎伊十の出張)■池田弥一上京■杵島郡下小田村副島岩之助の孝行■杵島郡小田駅観音下村の暴風被害■巡查志願者受付■節義三代に渉るー杵島郡居村大隈幸兵衛方奉公人■神道黒住派ご祈禱の結果■住の江のアゲマキ漁■某料理屋の政党会席料理■代言人試験問題</p> <p>三 ■馬の変死■是で三度■泥塗れ女</p> <p>○正誤■善悪の牝牡(※九月一九日付)取消要求文</p> <p>○社説(挽回佐賀衰運策)</p> <p>○雑録■怖キ時ノ心配(呵々笑子)</p> <p>○本県録事■石炭坑業取締規則(甲第百三)</p> <p>二 ○雑報■県庁彙聞(●大坪利晋、唐津監獄支署へ出張●武雄署戸田元太郎免職)■放火強盗事件裁判言渡書■感心な少年、柳町田中孫三■杵島郡某村民の変な証文</p>	<p>○官令■大蔵省証券条例(太政官)○清仏彙報</p> <p>○雑報■長崎彙聞■涙の分析(横浜西字新聞)■三好中将、小倉滞在中</p> <p>○官令■清国の虎列刺病流行終熄(内務省)</p> <p>○清仏彙報</p> <p>○雑報■英国に於ける日本風俗博覧会のため渡航希望者の、海外旅行免状願書却下さる■仏国水先案内人トーマスの婦人へ償金■清国職制一斑■茨城県加波山で自由党员暴動■新潟で星亨を拘引■石川県輪島の硝子紙■国事犯</p>

三

■ 代言人試験問題 ■ 情死の仕損 ■ 首は縊ても命は請合 ■ 強盗 ■ 胡乱なもの ■ 仕度金取もどし ○ 社説 (清仏事件) ○ 雑録 ■ 佐賀新聞ヲ読ム (荒神坊)

十・三

一

○ 本県録事 ■ 石炭抗業取締規則 (甲第三百三)

二

○ 雑報 ■ 会計検査院長渡辺昇、同随従員来県し新馬場一ツ屋へ止宿 ■ 租税未納金調査のため春福太郎・緒方萬吾は各郡へ出張 ■ 監禁制縛毆打致死犯の弁護代言人に酒井常次 ■ これから何が出来るか ■ 寄贈本「中央茶業組合報告書」 ■ 高い葉 ■ お腹ゆへ ■ 故殺事件公判 ■ 花風病的贗婦に欺かるる ■ 安産 ■ 放火強盗犯裁判言渡書

三

■ 去とは余り疎忽 ■ 上蘆町改進黨で「明治開化七優見立会席料理」始む、式拾錢也 ■ 乞食の婚礼 ○ 正誤 ■ 判事来県し伊丹方へ止宿 (※九月三十日付) を深川嘉一郎方へ止宿と訂正 ○ 社説 (挽回佐賀衰運策) ○ 雑録 ■ 貿易ノ利益 (吳雲生)

十・四

一

○ 本県録事 ■ 池田友吉画「新版なぞづくし」発売差止 (甲第百貳) ■ 国税収納順序一部削除 (乙第百五拾七) ■ 暴風雨、地震、大火等時の景状取調及通知方法 (乙第百六拾壹) ■ 酒造営業人心得 (甲第百) ○ 雑報 ■ 神埼郡上等小学校開校式

二

■ 監禁制縛毆打致死事件及び官印官文書偽造詐偽取財事件の各弁護代言人に川原伝治、米倉経夫 ■ 唐津町近藤銀平、他二十一名に人命救護により賞金 ■ 節婦 - 白山町豆腐業山崎幸三郎の妻あや ■ 宿屋が一番迷惑ならん ■ 母子共に働くといへば ■ 困るのは当然

三

○ 社説 (挽回佐賀衰運策) ○ 雑録 ■ 役員ノ専断ハ株主ノ迷惑 (鉛腸居士)

○ 清仏彙報

○ 雑報 ■ 福岡日日新聞、社内改革のため暫時休刊す ■ 長崎通信

○ 雑報 ■ 星亨拘引の顛末 ■ 清国職制一斑 ■ 電信の速着驚くべし (横浜メールニウス) ■ 区劃改正後の役場の数 ■ 長崎通信 ■ 十七年上季全国屠牛数

一 ○本県録事■公用郵便の種別、通教及び重量の注意(番外)■海軍退隠料並扶助料を受くる者は本人生存書及び金額受領証書と引替に金額授受すべし(乙第百六拾)■酒造営業人心得(甲第百)■師範学校教則(甲第九拾四)

二 ○雑報■藤津郡八本木村有志者は警察分署設置を願出たる■人名救護者に賞金■藤津郡飯田村相浦定明は該村の戸長たりしも、官選制となりたる際罷めたりしは惜みて余りあることといふべし■佐賀中寄寄宿生徒の暴挙■困るのは当然■新馬場劇場で長崎女一座興業(札銭一人前沓銭九厘、場内商ひもの何品によらず沓銭九厘。是れは世上に流行る彼の沓銭九厘店と趣きを同じくして面白き方法と謂ふべし)■上告■夕日町の料理屋一亭は開業一週年記念に景物を客人へ進上す■可笑しき戯むれ

三 ■種帳一とまくり(●瘋癲家内を困らす●蓄生道に陥●又た●出精●自由恋慕)○社説(村会議員諸君ニ告グ)○雑録■長崎素平連冠句集○寄書■佐賀新聞ヲ読ム(荒神坊)

一 ○本県録事■酒造営業人心得(甲第百)

二 ○雑報■渡辺伸十郎、藤井鴻雲は九州沖繩各県聯合共進会御用に付出張■珍しき吝番■藤津郡八本木村警察分署の新建築費として惣領分村、佐留志村より寄附■佐賀市で牛疫■実子殺害犯へ裁判言渡書■困るのは当然■この間拔者めが

三 ■芝居■佐賀市街の小便所の廃止○正誤■一とまくり中の不標姿の小町(※九月二八日付)■夫れでは離縁も(※九月二五日付)○社説(仏国の軍略)○寄書■佐賀新聞社員ニ呈ス(天竺浪人)

○清仏彙報

○雑報■東京で今日新聞といふ絵入傍訓の新聞を、大阪で対照雑誌を発売■長崎の産土神諏訪神社大祭の準備に町人大張込み■横須賀港の近況

○清仏彙報

○雑報■青山貞は司法省三等出仕兼元老院議員に■石田長崎県令上京■茨城県の暴徒■栃木県で国事犯中村丹次郎を拘引す

○本県録事■師範学校教則(甲第九拾四)■酒造営業人心得(甲第百)

二

○雑報■渡辺昇会計検査院長帰京■石隈吉甫は蜂ノ巢炭山へ、田代愛助は地方税取纏のため小城郡役所へ出張■県より招魂祭へ燈火と角力を献納■小代雄九郎、倉永文辰、千布喜左衛門、下川文規、菖蒲廉蔵は九州沖繩聯合共進会御用で熊本へ■宮小路浩潮は熊本へ出発■錦江社(※杵島郡有志者設立、資本金式萬五千円余)社員稲富佐一、稲富善作、山下弥左衛門、江口決清は暴風被害者に玄米百俵を施与。この美挙の賛同者続々■欠落■実子殺害事件裁判言渡書■親不孝

三

■夕日町の料理店「一亭」の一周年祝賀招待■大蛇■杵島郡の藍田私塾(※九月二八日付)は藤津郡と訂正す○正誤■杵島郡の変な証文(※二日付)取消要求文■本県録事(※七日付)一部訂正○社説(清国ノ軍略)○雑録■鯨ノ内論(山辺猿人)

○寄書■演劇説(江頭宗四郎)

一

○雑報■九州沖繩各県聯合共進会への出品人増加す■道祖元町川口浅吉は感心な少年■大亀穴失ふ

二

三

■東松浦郡淵上村常吉彦一郎へ人命救助の賞与■腐体裁■辻ノ堂「借桑亭」の精進料理はうまい■熊本が真個○正誤■牛疫(※七日)

○清仏彙報

○雑報■十九年限りて天保銭の通用を禁止■高士の直言(朝野新聞)■横須賀近況

○官令■海軍下士婦省通牒(海軍省)○清仏彙報

○雑報■織物製造の迅速警くべし(上海マ丨キョーリー新聞)■清国職制一斑■東洋学館(朝野新聞)■横須賀近況■茨城暴徒の再報(朝野新聞)

付) 一部訂正○社説(清国ノ軍略)○寄書■貿易ノ利益

一

二

○雜報■官吏出張(多々良知一、島内桓二は海軍志願者勸奨のため。手塚弘、古賀民介は小田分署開署式へ)■多布施町陣内徳一は好少年■狂姪■先安心の様だが■横着もの

三

■老合五勺が離縁の起り■新馬場芝居小屋の大蛇のみせものは、久留米の熊瀬安次の興行■七日付の「この間拔もの」に一部間違いあり○社説(清国欽差大臣ノ照会・松原神社大祭)○雜録■猫論デノ心配(臥復坊)

一

○本県録事■酒造営業人心得(甲第百)

○官令■旧銅貨天保通宝は明治十九年限通用を禁ず(太政官)■新銅貨との交換は各

地方庁へ申出べし(同)■艦隊職員条例

(海軍省)■海軍将校、准将校、准士官進

給条例改正(同省)■艦隊編制例(同省)

■艦隊職員条例別冊(同省)■旗艦増員表

(同省)○清仏彙報

○雜報■大阪造幣局へ清国政府より銀貨鑄

造方の依頼■横浜で外国人の争鬭(報知新

聞)■茨城暴徒(朝野新聞)

○官令■裁判所一覽表に一部増補(太政官

■明治十八年独逸国で萬国博覧会を開設す、

出品希望者は届出づべし(太政官)■海軍

職名表一部改正(海軍省)■海軍鎮守府事

務章程一部改正(同省)■明治十五年達兵

曹主廚分課表相廃す(同省)■当分各艦定

員表中兵曹の総人員は従前の通と心得べし

(同省)○清仏彙報

○雑報 ■式部長官に鍋島直大 ■寄贈「警察新報第壹号」 ■学事奨励
 (西松浦郡、杵島郡) ■何者の所業か ■願正寺の振風教校の件で鉄
 敵来県、元町堺屋へ投宿 ■官印、官文書偽造事件判決文 ■松原神社
 祭礼

三
 ■二人は何処に ■横着もの ■色は如空々 ■是如色 ○社説 (茨城県暴徒)
 ○寄書 ■英国外政上ノ手段如何 (松柏子)

一
 ○本県録事 ■海軍下士卒家族扶助金給与法 (乙第百六拾式) ■師範
 学校教則 (甲第九拾四)

二
 ○雑報 ■与賀馬場イロハ亭に於て師範学校中学校の唐津生懇親会 ■
 元佐賀新聞社客員樽井藤吉は上海へ ■偽造官印使用官文書偽造詐偽
 取財犯公判 ■杵島郡白石、六角辺で弘法大師の活仏と偽り愚民の財
 貨等を騙取するもの流行せる ■気が附かぬ ■官印並に官文書偽造犯
 への判決文 ■縊首 ■火番屋の出火

三
 ■桑子 ■佐賀郡坪の上常満寺で仏教演説、演者は楨時孝、岸川俊哲
 杜多善廊、竹下以善 ■仔 (※ふたご) ○社説 (弘安ノ役有功者及戦
 死者ノ祠堂建設スベキヲ論ズ) ○雑録 ■臨時休刊ノ申請 (無腸醉史)
 一
 ○本県録事 ■農商工業統計及比較取調は本月中郡役所へ差出し、郡
 役所は総計を纏め来月五日限り当庁へ (乙第百六拾四)

○雑報 ■茨城県暴徒実況報道の続

○官令 ■官内省中華族局制 (太政官) ■軍
 艦職員中掌砲長砲術教授掌砲長属は砲術練
 習艦卒業の者、水雷長水雷教授水雷長属は
 水雷教科卒業の者を用ふ (海軍省) ■軍
 医長を軍医部長と改め、主任軍医を軍医長
 と改む (同省) ○清仏彙報

○雑報 ■仏国で風船の試験 ■清国職制一班
 ■京都滋賀新報、中外電報と改題す

○官令 ■墓地及埋葬取締規則 (太政官) ■
 上規則に違背する者は違警罪の刑を以て処
 分 (同官) ■天保通宝交換基金として新銅

二

○雑報 ■学事奨励（藤津郡） ■剛気な小児――神埼宿円福寺の小僧
■官印、官文書偽造事件判決文 ■横着もの ■おもんは先に ■欠落
（※かけおち）

三

○社説（弘安ノ役有功者及戦死者ノ祠堂建設スベキヲ論ズ） ○雑録
■同病相憐ム（無腸醉史） ○寄書 ■バツテンノ語ハ肥後ノ特有ニ非
ズ（縁木漁夫）

十・二六

一

○本県録事 ■西彼杵郡長崎村戸長役所へ備置の他所建物船舶売買譲
渡書入質入公証割印簿明治十二年以前の分錯雜の旨届出候に付、関
係者は十二月十五日限該戸長役場へ申出べし（告第六拾三） ■公私
立病院は癩毒患者景況を取調十八年一月より每半年統計表を製し進
達可致（乙第百六拾六）

二

○雑報 ■県庁彙聞（新名真滝、川原信敏は売薬並に煙草印税検査の
ため県下各郡巡回。牛島正九郎は師範学校教諭に任ぜられ月俸式拾
五円。井上計四郎は師範学校附属小学校幹事を申付れたり） ■集議

貨可及交付候（大蔵省） ■賞勲年金、官吏
軍人恩給及一時賜金之儀十七年度相当の分
より国債局より交付候条（同省） ○清仏彙
報

○雑報 ■山尾庸三は参事院副議長に任ぜら
る ■爆裂薬（此程茨城兇徒が所持したる
爆裂薬もダイナマイトに非ずとのことなれ
ば、或は塩酸ポットアスに火薬を混じて着
発点火の装を為したらんには危険無上のも
のなる可し、文明學術の進歩一利一害油断
のならぬ世の中にこそ）（時事新報） ■星
亨の責付

○官令 ■宮内省中式部寮を廃し式部職を被
置職制俸給被定候（太政官） ■金工萬國博
覧会出品手続（農商務省） ○清仏彙報

○雑報 ■大審院多忙、茨城暴動事件も同院
中高等法院で審問 ■東洋学館の学科 ■佐渡
新聞発行の準備（自由新聞） ■国事犯赤井

会改称の崇文会の事業盛大に至る。会長長岡護美、副会長鍋島直大

会員は上杉茂憲、松浦詮、他■藤津郡光厳寺住職吉良暢妙は鹿島公立中学校へ書籍の寄附■連累犯の宣告■兄弟も似ぬもの

三 ■横着もの○社説(再論太平無事之悲境)○雑録■道を詠する歌(赤松子)○寄書■農民ノ窮ヲ吊ス(禿山樵夫)

二 ○雑報■坂本経竅の石炭直輸出の興業廃止に就き唐津長崎税関出張所は閉鎖■官印、公証文偽造騙取犯への裁判言渡書■毒胡蝶■旗亭

花月亭の新改築落成■不孝の夫婦母を追ひ出す■恋し恋しに目を泣つぶし■寺町城雲寺に於て、杵島郡築切村海雲寺住職海雲円牛を招

聘し説教を施行す■神嘗祭■取りにがしたか残念ヤ■縊首は無効だ

三 ■資本いらすの商売繁昌○正誤■自由恋慕(※五日付)の取消要求文■気が付かぬ(※十四日付)取消○社説(再論無事太平之悲境)

○寄書■同胞乱蹠編者起鐸(縁木漁夫)

景韶隠匿事件に係る詳報■長崎諏訪社祭礼の笠鋒の二疋亀

○官令■飼養する乗馬は地方税を賦課するの限りに在らざる儀と心得べし(太政官)

■印紙類売捌規程取扱手続に一項追加す(大蔵省)■印紙受払計算表は毎月、売捌

高表は毎三箇月に調整し各翌月二十日限り主税局に差出すべし(同省)■兵器局中に

監材課を置く(海軍省)■艦船内各室諸庫等の名称(同省)■裁判所一覽表中の増補

改正(司法省)○清仏彙報

○雑報■国会議事堂は日比谷練兵場内に建築■地方官会議は十月十四日より■福岡出

身軍人増田政夫は陸軍刑法第六条に照し其処犯情状の重き政談演説を為したる罪に依

り東京軍法会議に於て輕禁錮七月に処せられたり

二

○雜報■三反地の訴訟入費千金■官印並に公文書偽造騙取犯への裁判言渡書■説教の偉功■九月十七日の暴風洪水で県下各郡下の道路橋梁堤塘等の破壊多く、各郡村より其修繕費額を出願するもの式萬五千円なりしが、土木課員実地検査では式萬五千円なり■杵島郡築切村戸長罪を犯して拘引せられたり

三

■佐賀郡末次村吉太郎の善き思ひ立ち○正誤■火番屋の出火(※一四日付)取消○社説(税法ヲ論ス)○雜録■則上デノ方案(無酔酔史)

二

○雜報■江口知英は馬神峠新道開鑿測量のため同処へ出張■佐賀郡長家永恭種は從七位に叙せらる■神埼通信■芝区青松寺に於て佐賀同郷義会(自由新聞)■官印並に公文書偽造騙取犯への裁判言渡書■長崎県より福岡県筑後三池炭礦へ送らるる懲役人を塩田分署巡查

○官令■陸軍医官徴兵検査規則(陸軍省)

■海軍一等兵曹以下分課表の一部改正(海軍省)■管下商工輻湊地にある郡区役所又は戸長役場に於て登録商標見本衆庶の觀覽に供し候様可取計(農商務省)■下妻治安

裁判所管轄筑波郡内各村名中へ安食村を加ふ(司法省)○清仏彙報

○雜報■政府は刀剣を仕込たる杖又は蝙蝠傘携帯を蔽禁せらるるやの風説■熊本、小倉他九場所へ旅団を設置■旧琉球王子は徵兵年齢に相当したり■三池鉱山大浦坑は囚徒暴動のため火災に罹り坑口を密閉されしが七月以來開坑に着手、いよいよ出炭せり■長崎諏訪社祭礼実況■博聞社より出版新報発兌

○清仏彙報

○雜報■近く火薬製造販売条例を■制度局は全国の旧幕府時代の諸法度取寄せられ憲法取調の参考に充てらるる筈なりといふ■茨城で又た暴徒■長崎諏訪社祭礼実況

が武雄署に護送中囚人巡查を傷つけて逃走、漸く捕縛せり■姉妹共如何なさる

三 ■掏拐■鴛鴦分飛■千秋楽○正誤■縊首は無功(※一八日付) 取消
要求文■狂姪(※十日付) 取消■棄子(※一四日付) 一部訂正○社
説(再論太平無事之悲境○雑録■肥前誌(赤松仙史)(此の一篇は
肥前沿革治乱を述べ上は纏向の日代宮馭宇の時に起り下は維新後の
今日に至る。其間の事殆ど網羅して残す莫し。其文蓋し数十万言温故
知新自邇及遠の義に於て取る所尠からずと)

十・三一 一 ○本県録事■徴兵届出後二十歳となる者の異動を生じたる時は戸長
より本籍戸長へ届出、戸長は徴兵事務条例二十二条に照し可取扱
(甲第百六) ■田方検見規則(乙第百六拾七)

二 ○雑報■県庁彙聞(新谷真滝、江口胤光、堀堅太は十七年度酒造税
検査としてそれぞれ管内三部へ出張。後和巽、中島仁之助、山田章・
福地知方は田方検見として神埼、藤津両郡へ出張) ■佐賀郡上和泉
村原三作は可嘉少年 ■姉妹共如何なさる ■強姪未遂 ■鴛鴦分飛

三 ■変死○社説(再論太平無事之悲境) ○寄書 ■佐賀新聞第貳拾九号
(※九月三十日付) ノ寄書ヲ読ム(管見子)

十・三二 一 ○本県録事■質屋取締条例細則に一条追加(甲第百七)

二 ○雑報■県庁彙聞(上野坦、田代又助、鶴田正誠は十七年度酒造検
査のため管内を取調。武雄警察署藤瀬弼完は嬉野分署長に、伊万里
警察中川純隆は武雄署在勤に。兼子良勝、益田常喜は荒地及び地目

○官令 ■軍艦職員条例(海軍省) ■金工萬
国博覧会出品手続(農商務省) ○清仏彙報

○雑報 ■徴兵令多少改正を加へらるるよし
■沓岐通信 ■諏訪社祭礼長崎彙報 ■新潟県
学事競争会は拾芳新誌発売を計画 ■愛媛
県で不景気と八月の暴風被害のため村民は
懲役人を志願せん杯協議するものあり

○官令 ■金工萬国博覧会出品手続(農商務
省) ○清仏彙報

○雑報 ■三重県で古陵発見、弘文帝御陵な
るべし ■京都に於て大日本社会奮発党の同
志を募集 ■横浜居留地にてマニラ人と仏と

交換検査のため東西松浦両郡へ出張) ■神埼通信 ■文明楼で、竹野敏行、江藤源作、中村成孝の長崎佐賀親睦会 ■神埼郡境原郷社若宮神社を宮繕中 ■姉妹共如何なさる ■こりや評判通りである哩 ■僻物語 ■中年増孕む ■鴛鴦分飛

芝居の日増 ○社説(小当派ノ害) ○雑録 ■肥前誌

二

○雑報 ■養父郡綾部村山崎安太郎、甚太郎兄弟は揃ふて孝行 ■佐賀郡下和泉村加良重員は喫茶を節して佐賀新聞を購い、村民を集めて講読し聴さるる ■殺人犯へ裁判言渡書 ■姉妹共如何なさる ■食客烟草の屑粉をくんで吞 ■鴛鴦分飛

三

○社説(小当派ノ害) ○寄書 ■徴兵ヲ苦シム者ニ告ク(大島順一) ○本県録事 ■酒造営業人心得書中一部改正(甲第百五) ■鳥獸獵免状を受けたる者の改姓又は移転の時はそれを書改め主任者検印下付すべし(乙第百七拾) ■海軍兵員徵募旅費概則一部改正(乙第百七拾式) ■酒造営業人心得(甲第百)

二

○雑報 ■県庁彙聞(中純隆、警部補に、月俸拾弍円。郵便御用で前

戦争を為せし際の不当裁判論責の企 ■出版新報一号を発売、いろは新聞は勉強新聞と改題す

○官令 ■徴兵猶予伺出の節は本人履歴書並其技術明細書を添ふべし(太政官) ■衛生局試験所での薬品其の他のもの検査手数料(内務省) ■海軍兵員徵募旅費概則中一部を削除(海軍省) ■艦隊職員条例(海軍省) ○清仏彙報 ○雑報 ■支線に限り人民に鉄道敷設許可の内決(毎日新聞) ■大礼服改正の噂

■老岐通信 ■土耳其(※トルコ)領トリポリ国で恋の騒動

○官令 ■陸軍医官徴兵検査規則 ○清仏彙報

○雑報 ■責付中の星亨の幽鬱を慰め問ふ自

明治一七

十二五

二

田成真、田中忠太郎は管内へ出張) 測候所では警報旗を掲げたりしが風吹かざりし 神埼通信 又しても鼻毛が長い 殺人犯への裁判言渡書

丹さんちやあるまいし 鴛鴦分飛 社説(支那政府ノ為メニ淡水ノ勝利ヲ吊ス) 雑録 肥前誌

十二六

一

本県録事 武雄警察署所轄内藤津郡八本木派出所を廃し浜分署を設置(甲第百八) 郡長委任条件一部改正(乙第百六拾九) 坂本晋六の印章遺失届出(告第六拾四) 町村費中教育費は戸長学務委員連署伺出認可を受け施行すべし(乙第百七拾三) 雑報 県庁集

岡村薪は西松浦郡書記に任命さる。小川司馬太郎は戸長役場事務監査として神埼へ出張) 柳町の金満家古賀彦蔵、泥酔者を扶く

去二十二日以来、大坂以东の郵便絶て達せず、清仏事件の報道をなすに抛りどころなし 致底免れぬ国の法律 奇妙なる哉誤証文 鎮西日報再発刊への動き

暴風見合せ 豆盗人 鴛鴦分飛 社説(智力ト腕力トノ関係) 寄書 僧侶諸君ニ忠告ス(白称居士)

十二八

一

雑報 鍋島直彬、鹿島へ帰郷 議事堂建築会議を片田江花月亭で。建築発企は百六、栄、三省の三銀行、担当人に伊丹文右エ門、江副義朗、柿久栄次、西村萬次郎、他一名を撰出) 後期代言人試験答

弁書を審査中 松原町字北堀端の道路修繕 牛島天満宮秋季祭礼に沢村常世芝居を奉納 高木町願正寺にて県庁及び始審治安兩裁判所

由党員が新潟港に間断なし 全世界人口統計 長崎商工業会発足 長崎諏訪社大祭世話係りの撰挙 妙な条約

官令 陸軍医官徴兵検査規則(陸軍省) 軍艦職員条例(海軍省) 雑報 清仏戦支那人の弱味増

老岐通信 明治八年気象台創業以来毎年最強地震表(朝野新聞) 福岡県富籤事件 宣告書 妙な条約

官令 艦隊職員条例(海軍省) 長崎録事 清仏彙報

雑報 聖上では民情叡聞 来十八年一月より電信切手を実施 文久永宝廃貨を評議中 板垣自由党総理大坂へ 老岐通信 福岡日々新聞、十一月一日より再刊 神戸港の現況 見光社発兌の自由燈は治安妨害で

二 〇懇親会を催す

三 エ、此箇人でなし■蛇咽喉を巻く■姉妹共如何なさる○社説（多種政党ノ害）○寄書■懇親会（呵々笑子）

十一九 一 ○佐賀県録事■国税収納順序調簿（乙第百六拾八）

二 ○雜報■県庁彙聞（神埼郡書記牟田成輔は依頼免職。坂元晋六は腸窒扶斯（※腸チフス）病視察の為西松浦郡へ相良周蔵、江頭増太郎は西松浦郡伊萬重延命橋再検査として出張）■「政理新論」は、佐賀県士族酒井雄三郎と白石時康が共訳に係るもの■謀殺事件宣告

三 ■仮出獄を許さる■眉に唾して書の如し■是も何故嫉妬故○社説（多種政党ノ害）○雜録■絵入新聞発兌ノ風説（鉛腸居士）

十三十一 一 ○佐賀県録事■東京山林学校細則（告第六拾弍）

二 ○雜報■千綿源吾、川原信敏は酒造検査で管内へ出張■水ヶ江町字十間端の陸軍事務所は、鎌田県令の旧寓へ移転■九月廿五日、樽井藤吉、和泉邦彦、山本忠礼、大内義球、栗原亮一の一行は上海へ発つ■柿、梨等の害虫が佐賀郡蠣久村を中心に発生、駆除法無し■可悪は總代言

三 ■本夫姦婦を斬る■姉妹共どうなさる○社説（清人吳淞江ヲ封鎖ス）○雜録■肥前誌（赤松仙史）

発行停止■避雷要訣（日本立憲政党内閣）

■福岡県富籤事件宣告書

○官令■軍艦職員条例（海軍省）○長崎県録事○清仏彙報

○雜報■安部龍馬、森岡兵庫県令を山林伐木のことで被告にとらんとす■長崎通信■日本人の北米合衆国へ帰化し選挙権を有する者二名あり（大坂新聞）■老岐通信■福岡県富籤事件宣告書■墜涙のこと——茨城県事件

○官令■艦隊職員条例（海軍省）○清仏彙報

○雜報■肥田浜五郎、箱根塔ヶ島離宮建築主任御用係に■十八年一月より有爵者大礼服制■十一月下旬に柳川本部で九州改進黨会議

二

○雑報 ■県庁彙聞（飯盛義炳、横山萬里、清水盛雄は徴兵署へ出張。今井喜四郎、田代七郎、萩原平義は荒地及び地目交換地検査のため各郡へ巡回を。高木家親は神埼郡書記に任ぜらる） ■孝子（東松浦郡中山村大場沢治郎） ■相知分署巡查増員計画 ■謀殺事件裁判言渡書（無罪） ■姉妹共如何なさる

三

○正誤 ■農事新報（※三十日付）一部訂正 ○社説（清人吳松江ヲ封鎖ス） ○雑録 ■肥前誌（赤松仙史）

○官令 ■軍艦職員条例（海軍省） ○長崎県録事 ○清仏彙報

○雑報 ■長崎通信 ■静岡県で借金党蜂起す
——貸付会社に向て、十五ヶ年賦無利足返
濟を請ふ目的なり—— ■改進黨新聞と絵入自
由新聞に罰金刑 ■池沢益吉は、東京府下に
於て政治に関する講談論議の禁止を申渡さ
る

編集後記

○第三号が生まれました。研究者の交りの環がひろがりつつあるのを感じます。このノートがその広場となるよう心から望んでいます。

○第一号・第二号について種々御批判をいただきました。「エネルギー史といながらも、余りにも石炭偏重ではないか」とか、「地域が九州にかたよりすぎている」など。まさしく御批判の通りです。

○批判には充分耳を傾けなければなりません、同時に次のことも云っておきたいと思えます。

私たちは抽象的・一般的にエネルギー問題の重要性に気づいて歴史的研究に乗り出したのでもなければ、最近の石油危機から思いつきのようにエネルギー史研究をはじめたのでもないのです。エ

ネルギー革命のもとで、九州の石炭産業が崩壊し、地域の経済構造、生活環境が激変するさなかで、研究者としてののせてもの抵抗が『筑豊石炭産業史年表』の編纂でありました。その過程で石炭研究の広さ、大きさ、深さに圧倒され、さらに石炭だけでなくエネルギー史への視野がなければならぬと痛感したのです。

○もちろん今後は石油・電力・ガス等に視野をひろげ、それらの研究者との交りの広場をもつことを心がけねばならないと思つていますが、しかし中核はあくまで石炭史の研究におきたいと思つていきます。同様に、地域も一応九州にしっかりと根をおろして、日本、東アジア、世界各地域に視野をひろげてゆきたいと思つていきます。石炭・九州以外を排除する気持は毛頭ありませんが、発想と結集